

議案第5号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

○
令和2年3月4日提出

南風原町長 赤嶺正之

○
(提案理由)

南風原町景観審議会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村條
例第27号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の後に次のように加える。

景観審議会委員	日額	4,900	"	"	"	"
---------	----	-------	---	---	---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。